

## 質問

## マンションに居住していない区分所有者から通信費を徴収する際、どのように金額を設 定したらよいですか。

(相談概要)

総会決議に基づき、これまでマンションに居住していない区分所有者から通信費の名目で 500 円徴収していましたが、規約変更にあたりこれを明記したいと考えています。一部の理事から、郵送料がかさんでいるためこの機会に値上げをしてはどうかとの声がありますが、この場合、どのように金額を設定したらよいですか。



## 回答

管理組合として適正と考える金額を設定し徴収することになりますが、たとえば実費相 当額の範囲にとどめる等、その利用目的から考えて妥当性を欠く金額設定は避けるべき でしょう。

## <ご利用上の注意>

- ○本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- ○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例 に直接対応するものではありません。
  - 個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- ○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、 無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。